

府意思疎通支援部会

要約筆記・新たな意思疎通支援

ワーキンググループ資料関係【抜粋】

失語症者への支援の主な論点について

現状および課題	方針（案）
<p>【養成について】</p> <p>➢ 養成については、国の研修（失語症者向け意思疎通支援者指導者養成研修）を受講できるのが各都道府県で毎年度2名（言語聴覚士に限る）。</p> <p>【派遣について】</p> <p>➢ 国は、基本的には盲ろう者通訳介助者派遣制度と同様の取組みを想定。大阪府の失語症者数を16千人（全国の失語症者数は20～50万人と推計されており20万人の大阪府の人口の8%として16千人）として、そのうちの10%の1600人が制度を利用したとしたら、年間10億円が必要（盲ろう者通訳介助者派遣制度は制度利用者が約100名で年間予算約1億円）。</p> <p>【総合支援法上の問題点】</p> <p>➢ 国は、失語症者向け意思疎通支援に関し、養成は都道府県、派遣は市町村の役割としている（「参考資料2」参照）。</p> <p>➢ 総合支援法第78条（都道府県の実施義務を規定）で養成した者を、第77条（市町村の実施義務を規定）で派遣するのは法の趣旨に照らし妥当か。</p> <p>➢ 財政制度的にも、市町村が派遣する人材を都道府県が養成するのなら、市町村が応分の負担をすべきではないか。</p>	<p>【養成について】</p> <p>➢ 国の定める「失語症者向け意思疎通支援者」のカリキュラム80時間 ÷ 6時間/週 ÷ 14週 = 3.5ヵ月</p> <p>➢ これまでに、3名が国の研修を受講。来年度は2名が受講予定。よって来年度末には、5名の講師が確保できる。</p> <p>➢ なお、国の指導者養成研修を修了した言語聴覚士については、府に登録。</p> <p>【派遣について】</p> <p>➢ 派遣制度は、盲ろう者のように同行援護のメニューの中に失語症者を対象とするのが現実的。</p> <p>【総合支援法上の問題点】</p> <p>➢ 引き続き、国に提言。</p>

失語症者への支援のイメージについて

○養成について

➤以下の3類型をベースとして養成していく。

- ① 80時間全て受講する人(福祉事業所等の職員等を想定。リーダー。)
- ② 20~30時間程度受講する人(当事者パートナー)
- ③ 小売業や旅客業などの業界団体の担当者など例えば1日分を受講する人。

○派遣について

➤派遣そのものを実施するのではなく、府の講習の修了者(リーダー、パートナーに限る。)がいる事業所を「認証」・「公表」するような取組み。

○その他

➤定期的な連絡会を大阪府、大阪府言語聴覚士会、大阪府失語症友の会等連絡会とで行う。